

総務委員会資料

平成27年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第88号

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 新旧対照表

資料2 パブリックコメントの実施結果について

参考資料1 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について

参考資料2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

平成27年6月10日

総 務 局

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後（第3条）	改正後（第2条）	改正後（第1条）	改正前
○川崎市個人情報保護条例	○川崎市個人情報保護条例	○川崎市個人情報保護条例	○川崎市個人情報保護条例
昭和60年6月29日条例第26号	昭和60年6月29日条例第26号	昭和60年6月29日条例第26号	昭和60年6月29日条例第26号
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
(略)	(略)	(略)	(略)
(定義)	(定義)	(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。	(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得	(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得	(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得	(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得

<p>した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>	<p>した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>	<p>した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>	<p>した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>
<p><u>(4) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。</u></p>	<p><u>(4) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。</u></p>	<p><u>(4) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。</u></p>	
<p><u>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。</u></p>			
<p><u>(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であ</u></p>	<p><u>(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であ</u></p>	<p><u>(5) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であ</u></p>	<p><u>(4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であ</u></p>

って、次に掲げるものをいう。	って、次に掲げるものをいう。	って、次に掲げるものをいう。	って、次に掲げるものをいう。
ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの	ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの	イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	(6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。	(5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
(略)	(略)	(略)	(略)
(個人情報ファイル等の届出等)	(個人情報ファイル等の届出等)	(個人情報ファイル等の届出等)	(個人情報ファイル等の届出等)
第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが第2条第6号アに該当するときは、あらかじめ、	第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが第2条第5号アに該当するときは、あらかじめ、	第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが第2条第5号アに該当するときは、あらかじめ、	第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが第2条第4号アに該当するときは、あらかじめ、

審議会の意見を聴かなければならない。	審議会の意見を聴かなければならない。	審議会の意見を聴かなければならない。	審議会の意見を聴かなければならない。
(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称	(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称	(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称	(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称
(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的	(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的	(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的	(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的
(3) 個人情報ファイルの対象者	(3) 個人情報ファイルの対象者	(3) 個人情報ファイルの対象者	(3) 個人情報ファイルの対象者
(4) 個人情報ファイルの内容	(4) 個人情報ファイルの内容	(4) 個人情報ファイルの内容	(4) 個人情報ファイルの内容
(5) 個人情報ファイルの管理責任者	(5) 個人情報ファイルの管理責任者	(5) 個人情報ファイルの管理責任者	(5) 個人情報ファイルの管理責任者
(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項
2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、 <u>第2条第6号イ</u> に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、 <u>第2条第5号イ</u> に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、 <u>第2条第5号イ</u> に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。	2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、 <u>第2条第4号イ</u> に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。
3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定め	3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定め	3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定め	3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定め

るところにより、市長に届け出なければならない。	るところにより、市長に届け出なければならない。	るところにより、市長に届け出なければならない。	るところにより、市長に届け出なければならない。
(1) 業務の名称	(1) 業務の名称	(1) 業務の名称	(1) 業務の名称
(2) 業務の目的	(2) 業務の目的	(2) 業務の目的	(2) 業務の目的
(3) 保有個人情報の対象者	(3) 保有個人情報の対象者	(3) 保有個人情報の対象者	(3) 保有個人情報の対象者
(4) 保有個人情報の内容	(4) 保有個人情報の内容	(4) 保有個人情報の内容	(4) 保有個人情報の内容
(5) 保有個人情報の管理責任者	(5) 保有個人情報の管理責任者	(5) 保有個人情報の管理責任者	(5) 保有個人情報の管理責任者
(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項	(6) その他規則で定める事項
4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。	5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。	5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。	5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。
6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。	6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。	6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。	6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。
7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。	7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。	7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。	7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)	(利用及び提供の制限)
第11条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	第11条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	第11条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	第11条 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有個人情報の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。
(2) 正当な行政執行に関連があるとき。	(2) 正当な行政執行に関連があるとき。	(2) 正当な行政執行に関連があるとき。	(2) 正当な行政執行に関連があるとき。
(3) 情報公開条例第8条第1号ア、ウ又はエに該当する情報であるとき。	(3) 情報公開条例第8条第1号ア、ウ又はエに該当する情報であるとき。	(3) 情報公開条例第8条第1号ア、ウ又はエに該当する情報であるとき。	(3) 情報公開条例第8条第1号ア、ウ又はエに該当する情報であるとき。
(4) あらかじめ本人の同意を得ているとき。	(4) あらかじめ本人の同意を得ているとき。	(4) あらかじめ本人の同意を得ているとき。	(4) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
2 実施機関は、実施機関以外のものに対する利用目的の範囲を超えた保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2 実施機関は、実施機関以外のものに対する利用目的の範囲を超えた保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2 実施機関は、実施機関以外のものに対する利用目的の範囲を超えた保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。	2 実施機関は、実施機関以外のものに対する利用目的の範囲を超えた保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。	(1) 法令の定めがあるとき。
(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。	(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。	(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。	(2) 実施機関が審議会の意見を聴いて認めたとき。
3 実施機関は、第1項ただし書の	3 実施機関は、第1項ただし書の	3 実施機関は、第1項ただし書の	3 実施機関は、第1項ただし書の

規定による目的外利用又は前項ただし書の規定による外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規定による目的外利用又は前項ただし書の規定による外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規定による目的外利用又は前項ただし書の規定による外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。	規定による目的外利用又は前項ただし書の規定による外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。	4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。	4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。	4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、規則で定める場合を除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。	5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。	5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。	5 市長は、第3項の届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。
6 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	6 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	6 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。	6 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。
<u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u>	<u>（保有特定個人情報の利用の制限）</u>		
<u>第11条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用をしてはならない。</u>	<u>第11条の2 実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用をしてはならない。</u>		
2 前項の規定にかかわらず、実施	2 前項の規定にかかわらず、実施		

<p>機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。</p>	<p>機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的の範囲を超えて保有特定個人情報を利用することができる。</p>		
<p>3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の規定による利用をしようとする場合について準用する。</p>	<p>3 前条第3項及び第5項の規定は、前項の規定による利用をしようとする場合について準用する。</p>		
<p>（保有特定個人情報の提供の制限）</p>	<p>（保有特定個人情報の提供の制限）</p>	<p>（保有特定個人情報の提供の制限）</p>	
<p>第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに対する保有特定個人情報の提供をしてはならない。</p>	<p>第11条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに対する保有特定個人情報の提供をしてはならない。</p>	<p>第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに対する保有特定個人情報の提供をしてはならない。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審議会の意見を聴いて認めるときは、保有特定個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有特定個人情報の提供をすることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審議会の意見を聴いて認めるときは、保有特定個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有特定個人情報の提供をすることができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審議会の意見を聴いて認めるときは、保有特定個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有特定個人情報の提供をすることができる。</p>	
<p>3 第11条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による提供をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第6項中「外部提供」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 第11条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による提供をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第6項中「外部提供」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、前項の規定による提供をしようとする場合について準用する。この場合において、同条第6項中「外部提供」とあるのは「提供」と読み替えるものとする。</p>	

(略)	(略)	(略)	(略)
第3章 保有個人情報の開示 請求等の権利	第3章 保有個人情報の開示 請求等の権利	第3章 保有個人情報の開示 請求等の権利	第3章 保有個人情報の開示 請求等の権利
(開示を請求する権利)	(開示を請求する権利)	(開示を請求する権利)	(開示を請求する権利)
第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。	第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。	第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。	第16条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる。
2 未成年者、成年被後見人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者は、代理人（未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。）により、前項の規定による開示の請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をすることができる。	2 未成年者、成年被後見人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者は、代理人（未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。）により、前項の規定による開示の請求（保有特定個人情報に係るものを除く。）をすることができる。	2 未成年者、成年被後見人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者は、代理人（未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。 <u>以下同じ。</u> ）により、前項の規定による開示の請求をすることができる。	2 未成年者、成年被後見人その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める者は、代理人（未成年者及び成年被後見人にあつては、法定代理人に限る。 <u>以下同じ。</u> ）により、前項の規定による開示の請求をすることができる。
3 本人は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限る。）により、第1項の規定による開示の請求（保有特定個人情報に係るものに限る。）をすることができる。	3 本人は、代理人（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限る。）により、第1項の規定による開示の請求（保有特定個人情報に係るものに限る。）をすることができる。		
4 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところによ	4 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところによ	3 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところによ	3 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところによ

り、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。	り、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。	り、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。	り、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。
(1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母	(1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母	(1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母	(1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母
(2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹	(2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹	(2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹	(2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹
(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)	(保有個人情報の開示義務)
第17条 実施機関は、前条第1項及び第4項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第17条 実施機関は、前条第1項及び第4項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第17条 実施機関は、前条第1項及び第3項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。	第17条 実施機関は、前条第1項及び第3項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1) 開示請求に係る本人（前条第4項の規定による開示請求にあっては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが	(1) 開示請求に係る本人（前条第4項の規定による開示請求にあっては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが	(1) 開示請求に係る本人（前条第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが	(1) 開示請求に係る本人（前条第3項の規定による開示請求にあっては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、開示請求者に知らせないことが

正当と認められるもの	正当と認められるもの	正当と認められるもの	正当と認められるもの
(2) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの	(2) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの	(2) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの	(2) 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの
(3) 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(3) 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(3) 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(3) 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めら	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めら	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めら	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認めら

れる情報	れる情報	れる情報	れる情報
<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の</p>	<p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。））、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報の</p>

<p>うち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>うち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>うち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>	<p>うち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p>
<p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p>	<p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p>	<p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p>	<p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p>
<p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に</p>	<p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に</p>	<p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に</p>	<p>(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に</p>

<p>掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	<p>掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>
<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	<p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>
<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>
<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ</p>	<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ</p>	<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ</p>	<p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ</p>

<p>るおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>るおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>るおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>るおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業務に係るものに限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>
<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>	<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p>
<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定</p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定</p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定</p>	<p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定</p>

出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ	出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報	(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報	(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報	(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと	(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと	(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと	(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと

認められる情報	認められる情報	認められる情報	認められる情報
(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報	(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報	(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報	(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報
(略)	(略)	(略)	(略)
(訂正を請求する権利)	(訂正を請求する権利)	(訂正を請求する権利)	(訂正を請求する権利)
第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。	第21条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。
2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、 <u>第16条第4項各号</u> に掲げる者が、その内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の	2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、 <u>第16条第4項各号</u> に掲げる者が、その内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の	2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、 <u>第16条第3項各号</u> に掲げる者が、その内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の	2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、 <u>第16条第3項各号</u> に掲げる者が、その内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の

<p>手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>手続が定められているときは、この限りでない。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(利用停止を請求する権利)</p>	<p>(利用停止を請求する権利)</p>	<p>(利用停止を請求する権利)</p>	<p>(利用停止を請求する権利)</p>
<p>第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（<u>情報提供等記録を除く。</u>以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>第23条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p>
<p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又</u></p>	<p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、<u>第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき、第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され若しくは保管されているとき、又</u></p>	<p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第11条第1項の規定に違反して目的外利用がされているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>

<p>は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>	<p>は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p>		
<p>(2) 第11条第2項に違反して外部提供がされているとき又は第11条の3第1項及び第2項に違反して提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>(2) 第11条第2項に違反して外部提供がされているとき又は第11条の3第1項及び第2項に違反して提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>(2) 第11条第2項の規定に違反して外部提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>	<p>(2) 第11条第2項の規定に違反して外部提供がされているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>
<p>2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合において、<u>第16条第4項各号</u>に掲げる者が、当該保有個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合において、<u>第16条第4項各号</u>に掲げる者が、当該保有個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合において、<u>第16条第3項各号</u>に掲げる者が、当該保有個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>	<p>2 保有個人情報に係る本人が死亡している場合において、<u>第16条第3項各号</u>に掲げる者が、当該保有個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
(準用)	(準用)	(準用)	(準用)
第25条 第16条第2項及び第3項の規定は、第21条第1項の規定によ	第25条 第16条第2項及び第3項の規定は、第21条第1項の規定によ	第25条 第16条第2項の規定は、第21条第1項の規定による訂正の請	第25条 第16条第2項の規定は、第21条第1項の規定による訂正の請

る訂正の請求及び第23条第1項の規定による利用停止の請求について準用する。	る訂正の請求及び第23条第1項の規定による利用停止の請求について準用する。	求及び第23条第1項の規定による利用停止の請求について準用する。	求及び第23条第1項の規定による利用停止の請求について準用する。
(請求手続)	(請求手続)	(請求手続)	(請求手続)
第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、実施機関に対し、本人、代理人(第16条第2項又は第3項に規定する代理人をいう。以下同じ。)又は第16条第4項各号に掲げる者である旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実施機関が定める方法により行わなければならない。	第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、実施機関に対し、本人、代理人(第16条第2項又は第3項に規定する代理人をいう。以下同じ。)又は第16条第4項各号に掲げる者である旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実施機関が定める方法により行わなければならない。	第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、実施機関に対し、本人、代理人又は第16条第3項各号に掲げる者である旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実施機関が定める方法により行わなければならない。	第26条 開示請求、訂正請求又は利用停止請求は、実施機関に対し、本人、代理人又は第16条第3項各号に掲げる者である旨及び次に掲げる事項を明らかにして、実施機関が定める方法により行わなければならない。
(1) 請求する者の氏名及び住所	(1) 請求する者の氏名及び住所	(1) 請求する者の氏名及び住所	(1) 請求する者の氏名及び住所
(2) 代理人により請求をするときは、その氏名及び住所	(2) 代理人により請求をするときは、その氏名及び住所	(2) 代理人により請求をするときは、その氏名及び住所	(2) 代理人により請求をするときは、その氏名及び住所
(3) 請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項	(3) 請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項	(3) 請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項	(3) 請求に係る保有個人情報 を特定するに足りる事項
(4) 訂正請求又は利用停止請求 にあつては、当該請求の趣旨及びその理由	(4) 訂正請求又は利用停止請求 にあつては、当該請求の趣旨及びその理由	(4) 訂正請求又は利用停止請求 にあつては、当該請求の趣旨及びその理由	(4) 訂正請求又は利用停止請求 にあつては、当該請求の趣旨及びその理由
(5) その他実施機関の定める事項	(5) その他実施機関の定める事項	(5) その他実施機関の定める事項	(5) その他実施機関の定める事項
2 実施機関は、前項各号に掲げる事項が明らかでないとき認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、	2 実施機関は、前項各号に掲げる事項が明らかでないとき認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、	2 実施機関は、前項各号に掲げる事項が明らかでないとき認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、	2 実施機関は、前項各号に掲げる事項が明らかでないとき認めるときは、前項の請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、

実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
(略)	(略)	(略)	(略)
(決定後の手続等)	(決定後の手続等)	(決定後の手続等)	(決定後の手続等)
第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。	第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。	第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。	第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。
2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。	2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。	2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。	2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。
3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。	3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。	3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。	3 実施機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、	4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、	4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、	4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、当該保有個人情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、第2項の規定にかかわらず、

<p>当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>	<p>当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>	<p>当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>	<p>当該保有個人情報の開示に代えて、当該保有個人情報を複写したものを開示することができる。</p>
<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>5 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に申し出ることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正又は利用停止をしたときあつてはその旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとし、情報提供等記録の訂正をしたときあつてはその旨を請求者に通知するとともに、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂</p>	<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、<u>その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。</u></p>	<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、<u>その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。</u></p>	<p>6 実施機関は、第27条第1項の規定により、保有個人情報の全部又は一部について訂正又は利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は利用停止をしなければならない。この場合において、<u>その旨を請求者及び当該保有個人情報の提供先に対し通知するものとする。</u></p>

<p>正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。) に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。</p>			
<p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>7 前各項に定めるもののほか、保有個人情報の開示は、実施機関の定めるところにより行うものとする。</p>
<p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p>	<p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p>	<p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p>	<p>(他の法令等による開示の実施との調整)</p>
<p>第31条 実施機関は、他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>第31条 実施機関は、他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>第31条 実施機関は、他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>	<p>第31条 実施機関は、他の法令等により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p>
<p>2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前</p>	<p>2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前</p>	<p>2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前</p>	<p>2 他の法令等に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前</p>

項の規定を適用する。 (略)	項の規定を適用する。 (略)	項の規定を適用する。 (略)	項の規定を適用する。 (略)
第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。	第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。	第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。	第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
附 則 (略)	附 則 (略)	附 則 (略)	附 則 (略)
附 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）	附 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）	附 則（平成27年〇月〇日条例第〇号）	
（施行期日）	（施行期日）	（施行期日）	
1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。	1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。	1 この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。	
（経過措置）	（経過措置）	（経過措置）	
2 平成27年10月5日において第	2 平成27年10月5日において第	2 平成27年10月5日において第	

<p><u>1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が、新条例第8条第1項の規定による届出に係る新条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルの内容を新条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含むものに変更するときについては、新条例第8条第2項中「あらかじめその旨を」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第〇〇号）の施行後遅滞なくその旨を」と読み替えて同項の規定を適用する。</u></p>	<p><u>1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が、新条例第8条第1項の規定による届出に係る新条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルの内容を新条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含むものに変更するときについては、新条例第8条第2項中「あらかじめその旨を」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第〇〇号）の施行後遅滞なくその旨を」と読み替えて同項の規定を適用する。</u></p>	<p><u>1条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関が、新条例第8条第1項の規定による届出に係る新条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルの内容を新条例第2条第4号に規定する保有特定個人情報を含むものに変更するときについては、新条例第8条第2項中「あらかじめその旨を」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年川崎市条例第〇〇号）の施行後遅滞なくその旨を」と読み替えて同項の規定を適用する。</u></p>	
--	--	--	--

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案） に対するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

平成 25 年 5 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定され、地方公共団体に対して、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な管理について必要な措置が求められていることから、本市における特定個人情報の適正な管理について、川崎市個人情報保護条例の一部改正の考え方を取りまとめパブリックコメント手続きにより、広く市民の皆様からの御意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	「川崎市個人情報保護条例」の一部改正の考え方（案）について
募集期間	平成 27 年 2 月 19 日（木）から平成 27 年 3 月 20 日（金）まで
提出方法	郵送、ファクシミリ、電子メール、持参
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・市政だより ・チラシ（区役所、支所、出張所、図書館、市民館等）
結果の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・かわさき情報プラザ（市役所第 3 庁舎 2 階） ・各区役所（市政資料コーナー）

3 結果の概要

意見提出数（意見数）	3 通（9 件）
郵送	1 通（4 件）
ファクシミリ	1 通（1 件）
電子メール	1 通（4 件）
持参	0 通（0 件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメント手続の実施により提出された御意見は、『「川崎市個人情報保護条例」の一部改正の考え方（案）』の趣旨に沿った御意見、方針に対する質問・要望などの御意見であったことから、考え方（案）のとおり改正条例案を作成し、議会に提出いたします。

(1) 御意見に対する市の考え方の区分説明

- A：御意見の趣旨を踏まえ、新たに考え方（案）に反映したもの
- B：考え方（案）の趣旨に沿った御意見であり、既に考え方（案）に反映されているもの
- C：御意見の趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D：考え方（案）に対する要望・質問等であり、内容を説明・確認するもの
- E：その他の御意見

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	計
ア 番号法の制度全般に関すること				1		1
イ 条例の改正に関すること				2		2
ウ 個人番号や特定個人情報の取扱いに関すること		2		3		5
エ その他					1	1
合 計	0	2	0	6	1	9

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア 番号法の制度全般に関すること（1件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	「申請を行う各種証明書が減る」ということが唯一のメリットだとすると、導入コストに対する利が少なすぎる。現状だと、納税させるための番号導入にしか見えず、国民のメリットが感じられず、自分の暮らしがどれだけ変わるのかが分かりづらい。	番号法は、社会保障や税などの分野に限って個人番号を使い、国民の利便性の向上や、公平・公正な社会の実現を図るもので、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民や行政の負担の軽減につながります。いただいた御意見を踏まえ、今後とも、制度の主旨を広く説明してまいります。	D

イ 条例の改正に関すること（2件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
2	改正しないという選択肢はあるのか。	番号法において、地方公共団体は、特定個人情報の保護に関して国が講じる措置を踏まえた措置を講じなければならないとなっていることから、改正するものです。	D
3	利用停止の請求が認められないとなると、不正利用を止められないこととなるため、個人の自由で判断できる制度としてほしい。個人情報の取扱いについての制限を本人が設定できないとなると、個人情報を守れないこととなる。	番号法において、国が講じる措置を踏まえた措置を地方公共団体は講じなければならないとされています。保有特定個人情報については、条例に違反して保有・利用されているときや番号法に規定されている場合等に利用停止の請求が可能です。また、情報提供等記録については、不正な情報連携の抑止等のため情報提供等記録を恒常的に確認可能な状態にしておく必要があるため、利用停止の請求が認められないものとしています。	D

ウ 個人番号や特定個人情報の取扱いに関すること（5件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	カード内の情報は個人情報保護条例の主旨を遵守し、目的以外の利用は許されないと考える	個人番号については、目的以外の利用が、法律や条例で厳しく制限されておりますので、これらを遵守して適正に運用してまいります。	B
5	インターネットの普及で以前より個人情報などの検索が簡単になった分検索しやすくすると危険性が増すように、情報漏れを防ぐシステムに万全を期してもらいたいし、制度が適切に管理運用されるように全力で取り組んでいただきたいと思います。	個人情報の取扱いについては、個人情報保護条例や本市のセキュリティ基準に則り適切に管理運用しておりますが、今後につきましても、情報漏えいの防止や制度の適切な運営について万全の体制で取り組んでまいります。	D

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
6	死者に番号を付番する時期、その番号を消去する時期等を明確にする必要がある。	個人番号は生存する個人に付番することから、死者に個人番号を付番することはありません。しかし、生存していた個人が死亡した場合には、当該個人の個人情報に個人番号が含まれることとなります。また、死者の個人番号については、個人番号が記載されている公文書を保存年限が経過した後に廃棄するため、その時点で消去することとなります。	D
7	死亡者のマイナンバーの悪用の防止が必要です。特定個人情報における死者の取扱いについて、管理運営の適正化・厳正化が必要です。	番号法における個人番号の取扱いについては、死者の個人番号も含めた規定となっており、今回の条例改正により死者の特定個人情報についても取扱いを規定し、適正な管理運営を実現し、悪用等を防止してまいります。	B
8	保有特定個人情報の開示等の請求権者について代理人を認めた場合、不正な請求がなされるリスクが大きいと考えるため、条件を厳しくする必要があります。また、条件を厳しくすると委任行為の確認を市が行うことについてコストと成果が見合わないと考えられる。	番号法の規定により、地方公共団体は、開示等の請求権者として任意代理人を認める必要があります。任意代理人の確認に当たっては、不正行為の防止を確実に行うとともに、効率的に行えるよう適切に対応してまいります。	D

エ その他（1件）

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
9	死亡届の提出について厳守するようすべしである。届出があった場合には、効率のよい関係機関による連携が必要です。	死亡届の提出については、戸籍法により規定されており、適正に運用しております。死亡の届があった場合には、法令に基づく情報連携を効率的に図ってまいります。	E

● 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方（案）について ～川崎市における特定個人情報の取扱い～

- 平成25年5月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）」が制定され、地方公共団体に対し個人番号をその内容を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な管理について必要な措置が求められています。
- この度、本市における特定個人情報の適正な管理については、個人情報の取扱いを規定する「川崎市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」に定めることとし、その改正の考え方がまとまりましたので、平成27年2月19日から同年3月20日まで市民意見の募集を行うものです。

1 番号法における地方公共団体に対する特定個人情報の取扱い

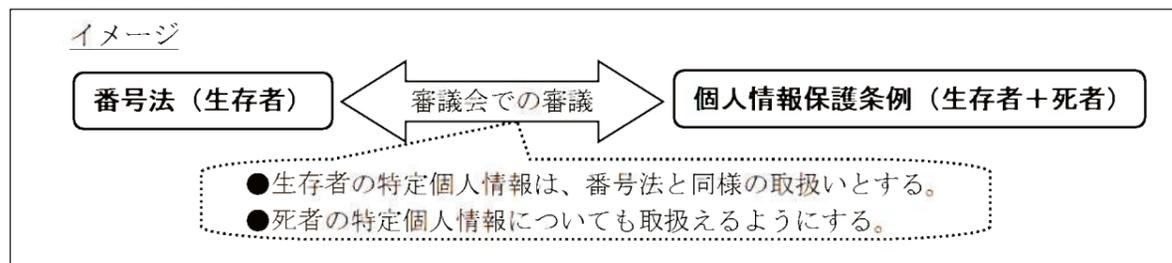
- 番号法は、国民に個人番号（12桁）を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野で活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものである。
- また、個人番号は、各種個人情報を正確に名寄せでき、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられ、現行の個人情報保護法制の保護措置より手厚い保護措置を講じるため、番号法は、現行の個人情報保護法制の特別法として、地方公共団体に対し「特定個人情報」の適正な管理について必要な措置を求めている。
- 個人情報保護措置として、番号法の規定によるものを除き特定個人情報の利用・提供が禁止されていることや、特定個人情報保護評価の実施等がある。

2 川崎市における特定個人情報の取扱い

- 本市では、番号法が求める特定個人情報の適正な管理について、平成26年2月に、個人情報保護制度の運営に係る重要事項等を審議する「川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）」に「番号法の成立に伴う個人情報保護制度のあり方」を諮問し、同年10月に答申を受けた。本答申等を踏まえ、次のとおり個人情報保護条例の一部改正を行いたいと考えている。

【参考】答申の趣旨

- ◎番号法は、生存者の特定個人情報の取扱いを定めているが、現行の個人情報保護条例では、死者も含めた個人情報の取扱いを定めている。
- ◎よって、個人情報保護条例では、番号法が対象とする生存者の特定個人情報については、番号法と同様の取扱いとすること。
- ◎また、番号法に定めのない死者の特定個人情報については、番号法の趣旨を踏まえ本市の個人情報保護制度との整合を図った取扱いとすること。



(1) 個人情報保護条例の一部改正に向けた基本的考え方

個人情報保護条例の一部改正にあたっては、生存者の特定個人情報については、番号法と同様の規定を整備する。また、死者の特定個人情報など番号法に定めのないことについては、番号法の趣旨を踏まえ、本市における個人情報保護制度との整合を図りながら必要な規定を整備する。

ア 特定個人情報における「死者」の取扱いについて

- 本市が保有する特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）については、生存者だけでなく「死者」も含めるものとする。

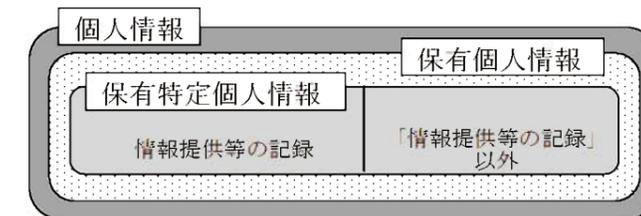
※個人情報保護条例の個人情報は、死者の個人情報の不適正な取扱いが、死者の名誉を傷つけたり、遺族等生存する個人の権利利益を侵害するおそれがあること、保有している個人情報の主体が、その後死者となったかどうかは必ずしも分別できないため死者を含んでいる。また、災害時等は、本人の生死が必ずしも確認できないことも想定され、生死が確認できた生存者の特定個人情報しか授受できないことにならないよう死者を含めるものである。

イ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の開示・訂正・利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求権者について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の開示等の請求権者は、生存者については、番号法と同様、本人のほか代理人による請求を認めるものとする。なお、死者については、現行の個人情報保護条例に規定する本人の配偶者、子などに認める取扱いとする。

※代理人による請求の場合は、委任状、代理人及び本人の本人確認書類を提示等させるとともに、本人に対し代理人に委任した事実を確認するものとする。

【個人情報の構成（イメージ）】



- ※個人情報：個人に関する情報で、氏名など特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む）。
- ※保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているもの。
- ※保有特定個人情報：特定個人情報のうち、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報で、組織的に利用するものとして保有し、公文書に記録されているもの。
- ※情報提供等の記録：国が設置・管理する「情報提供ネットワークシステム」を通じて行う特定個人情報の提供の求めや提供の記録のこと。
- ※実施機関：本市の機関である、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会をいう。

ウ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の目的外利用について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の目的外利用は、番号法と同様、人の生命、身体又は財産の保護のため、本人同意があり又は本人同意を得ることが困難なときに限るものとする。
- 目的外利用を行った場合の届出書は市長に提出し、本人への通知については法令の定めによる目的外利用のため不要とする。

エ 保有特定個人情報の提供について

- 保有特定個人情報の提供については、番号法に定められた、情報提供ネットワークシステムによる提供や条例で定めた同一地方公共団体内の他の機関間での提供などに限ることとする。また、提供を行った場合の市長への届出書の提出は、提供が番号法が認める場合に限られるため必要ないものとする。
- なお、死者については、番号法が認める提供以外の提供を行う場合は、審議会の意見を聴き認めるときできるものとし、提供の届出書を市長に提出するものとする。
- 本人（生存者）への通知は、法令の定めによる提供のため不要とする。

オ 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求について

- 保有特定個人情報（情報提供等の記録を除く）の利用停止の請求は、番号法の規定に違反した不適正な取扱いや提供がされた場合に限りできるものとする。

カ 情報提供等の記録の取扱いについて

- 「情報提供等の記録」は、情報提供ネットワークシステムを通じ特定個人情報を授受したときに、同ネットワークシステムに自動的に保存され、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないか等を確認するものである。また、その確認については、国が設置する「情報提供等記録開示システム（以下「マイ・ポータル」という。）」により行うことができる。

※情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）：情報提供等の記録表示（自分の特定個人情報を、いつ、誰が、何故提供したのかを確認する機能）、自己情報表示（行政機関が保有する特定個人情報を確認する機能）、ワンストップサービス（行政機関等への手続を一度で済ませる機能）、プッシュ型サービス（各自にあった行政機関等からのお知らせを表示する機能）の機能を有するもの（イメージ）。

- 情報提供等の記録の取扱いについては、次のとおり番号法と同様の取扱いとする。
 - ◎「目的外利用」・「利用停止（利用の停止・消去・提供の停止）の請求」は、認めないこととする。
 - ◎「開示・訂正の請求」は、上記イと同じ取扱いとする。
 - ◎「訂正」時は、必要に応じて記録の誤りを特定個人情報の授受を行った者及び情報提供ネットワークシステムの設置・管理者（総務大臣）に通知する。

キ 他の法令による開示との重複について

- 他の法令による開示との重複については、番号法と同様、他の法令による開示がされてもマイ・ポータルによる開示ができることとする。

ク 保有特定個人情報の開示等の手数料について

- 番号法では、開示手数料（開示請求の処理費用及び開示の実施に必要な費用）は、利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされていることから、現行のとおり保有特定個人情報の開示等の手数料については無料とし、対象公文書の交付を受ける場合の写し等の作成に要する費用は請求者に求める取扱いとする。

3 今後のスケジュール（予定）

- 平成27年2月19日（木）～3月20日（金） 市民意見の募集
- 平成27年3月1日（日） 市政だより（1日号）に市民意見の募集案内を掲載
- 平成27年6月議会 個人情報保護条例一部改正に向けた市民意見募集の実施結果を議会に報告し、市ホームページで公表等を行う。
個人情報保護条例一部改正議案の上程・審査・採決
- 平成27年10月1日（木） 個人情報保護条例の施行

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

1 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）とは

- 個人番号（マイナンバー）は、国の行政機関や地方公共団体などの複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤になるものです。
- マイナンバーを利用することで、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会の実現などの効果が期待されます。



- ・ 平成 27 年 10 月に、住民票を有する全ての方に一人一つのマイナンバー（12 桁）が通知されます。
- ・ 平成 28 年 1 月から、**社会保障・税・災害対策**の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。

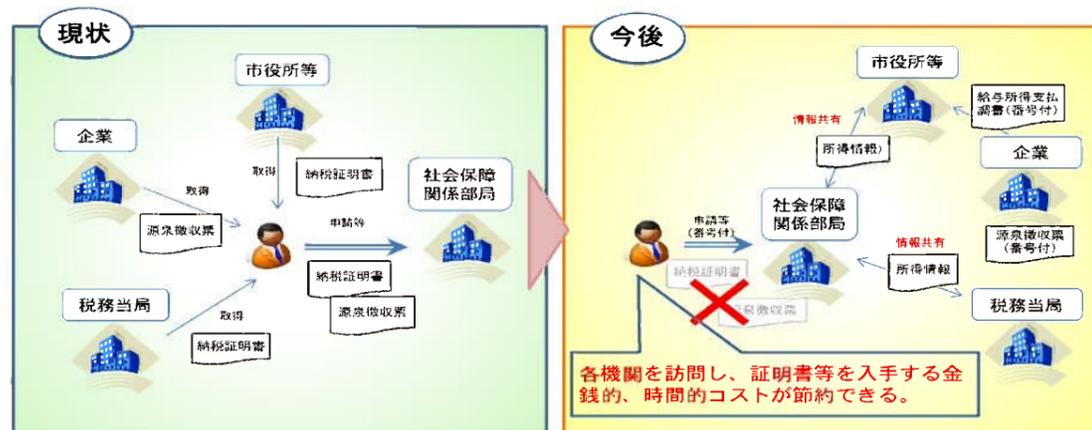
2 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の効果等

(1) 行政の効率化

- ・ 地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減されます。

(2) 利便性の向上

- ・ 地方公共団体などに対して申請を行う際に提出する各種証明書等が減るなど、行政手続が簡素化され、市民の負担が軽減されます。



(3) 公平・公正な社会の実現

- ・ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや不正受給等を防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができますようになります。

(4) 個人情報の適切な管理・保護対策

- ・ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）で定められるものにとり、情報提供ネットワークシステムを使用して情報の照会・提供を行うことができる「分散管理」の方法がとられます。
- ・ マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているかを自分で確認できる手段として、平成 29 年 1 月から情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）が稼働する予定です。
- ・ マイナンバーをその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）の適正な取扱いについて特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われるとともに、国の行政機関や地方公共団体等に特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。

3 今後の主なスケジュール

- 平成 27 年 10 月に、住民票を有するすべての方にマイナンバーを通知するカードを郵送します。
- 平成 28 年 1 月から、社会保障、税、災害対策の行政手続において市や国の行政機関等に対してマイナンバーの告知が必要となります。また、希望される方に対して個人番号カードの交付を開始します。



表面(案)

裏面(案)

※ 個人番号カードをお持ちの場合には、市の窓口等でスムーズに本人確認等の手続きを行うことができます。

※ 個人番号カードにはマイナンバー、基本 4 情報（氏名・住所・生年月日・性別）、電子証明書などの最低限の情報のみが記録されます。

- 平成 29 年 1 月から、国の行政機関の間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。
- 平成 29 年 7 月から、地方公共団体と他の行政機関等（国の行政機関や他の地方公共団体等）との間でマイナンバーを利用した情報のやりとりが開始されます。（＝マイナンバー制度の本格運用開始）

4 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の施行に向けた川崎市の主な取組

(1) マイナンバーの付番に向けた取組

住民票を有する全ての方にマイナンバーを付番するための住基システムの改修等を進めています。

(2) 個人番号カードの交付・普及に向けた取組

個人番号カードに搭載される公的個人認証の機能を用いたコンビニエンスストアにおける各種証明書の発行サービスなど、個人番号カードの便利な活用方法を検討しています。

(3) 国の行政機関等との情報連携に向けた取組

複数の行政機関の間において、機関ごとに管理している同一人の個人情報をマイナンバーにより紐付けし、相互に活用するための業務システムの改修等を進めています。

(4) 個人情報の保護に関する取組

マイナンバー利用による個人情報保護対策として、**特定個人情報保護評価**を実施するとともに、川崎市個人情報保護条例の改正等を行います。

<特定個人情報保護評価とは>

- 特定個人情報保護評価は、特定個人情報の制度上の保護措置の一つであり、番号法において、特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体等に実施が義務づけられています。
- 本市においても、番号法の規定に基づき、特定個人情報ファイルを保有する前に、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他のリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置等を市のホームページ等で公表します。

<特定個人情報保護評価の実施方法>

- 番号法等の規定に基づき、①当該特定個人情報ファイルに記録される本人の数、②当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数、③評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、特定個人情報保護評価の種類（基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価）を判断します。
- 全項目評価の実施に際しては、番号法等の規定に基づき、①評価書の案を公示し広く市民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行うとともに、②専門性を有する第三者による点検（以下「第三者点検」といいます。）を受けることとします。

(5) マイナンバー制度の効果的な活用方策の検討

本市独自のマイナンバーや個人番号カードの利用方法等について検討を行っています。